## 長崎県棚田地域振興計画

令和2年2月28日

# 第一 棚田地域の振興の目標

長崎県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄地の増加や石積等の施設の保全管理が困難となる棚田が増加している。一方で、棚田は、日本を代表する原風景の1つとして、また日本人の大切な心のふるさととして、地域住民の強い想いのもと、たゆまぬ努力により守られてきた。

また県内には、「日本の棚田百選」に認定された棚田が県内各地に6箇所あり、日頃から棚田等の保全・管理に取組ながら、棚田を活用した棚田まつりや農業体験、棚田米のブランド化や地元産加工品等の販売など棚田が有する可能性を見出し、観光や地域の新たな資源として活用している。

さらに平戸市春日の棚田は「世界文化遺産」に登録されたことから、交流拠点施設を整備し、棚田米を原料とした日本酒の販売や美しい景観を生かしたライトアップ事業を実施するなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な 多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の 増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過 疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和 を保つものとする。

# 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、 今後、棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や棚田ウォーク、稲刈り体験などの農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者などの移住・定住を促進し、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、更には、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、そうした者の住居や働き口を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

② 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが多く開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

③ 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

例えば春日棚田は、世界文化遺産に指定されているなど、多くの棚田は美しい景観を 誇り、文化財として貴重な価値を有しており、棚田の美しい景観を維持するため、文化 的景観等、文化財を保護・活用するための施策の活用を図る。

④ 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。

また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて、高齢化が進展する棚田での農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

⑤ 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

長崎県島原半島南部や北松地区など県内には地すべりがおこりやすい地域があり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

⑥ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

⑦ 生物多様性の確保、自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、水辺や山林など豊かな自然環境を活かした農林業等が営まれることで貴重な生態系を形成しており、二次的な自然である棚田の保全は、生物多様性の確保にとって重要である。また、青少年の健全な育成に資するものであるとともに体験活動の場としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵や檻の設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

長崎県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

### 2 長崎県独自の支援施策

(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業(以下「ふる水・棚田基金」という。) については、今後その積極的な活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行うものとする。

また、ふる水・棚田基金の活用促進を図るため、市町が指定棚田地域振興協議会を組織する際には、長崎県が同協議会に参加できるよう、市町と調整を図るものとする。

#### (2) 長崎県の「日本の棚田百選」

平成11年に棚田の持つ農業生産の役割だけでなく、多面的効果についてより理解を深めることを目的とし、国から長崎県内6箇所の棚田が、「日本の棚田百選」に認定された。多面的効果の維持保全や交流人口等の増加を図るため、今後も長崎県独自のだんだん畑十選と併せて作成した小冊子や「長崎の農業・農村写真コンテスト」等により各地棚田等の情報の周知をさらに推進する。

#### (3) 棚田カード

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、棚田カードの作成・配布を推進する。

令和元年度時点で鬼木地区、春日地区において棚田カードを作成・配布しており、その実施にあたっては、それぞれの地区の特色を生かした棚田カードの内容、配布方法の工夫に努めることとする。

## (4) その他の取組

- ① 長崎県では、棚田等と企業等とのマッチングを推進する予定としており、棚田等と企業等が共に働くことを進めることによって、棚田等の保全、地域の振興を図る。
- ② 平成14年から日本の棚田百選認定を機に各棚田協議会等の集落関係者が、長崎県棚田保全代表者会議(長崎県棚田サミット)を実施しており、各地域の取り組み等について貴重な情報交換の場となっていることから、今後も継続、情報提供等の支援を行っていく。

### 3 県における推進体制

### (1) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林部農山村対策室が担うこととし、関係部局と連携して一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

### 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、長崎県内の棚田地域において横展開を図る。また、長崎県内の棚田地域に 関する情報について、国内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。 周知については、案内所や道の駅等におけるPRチラシや案内板の設置、長崎県ホームページ 及び棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

## 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等とも綿密に連携しながら、実施することとする。

- ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると 認められる
  - ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと 人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面 していると認められること
  - ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること 農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、 良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及 び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること
- イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域
  - ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など 先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。